

## 清須市庁舎エレベーター有料広告募集要項

市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環として、庁舎内に掲出する広告を募集します。これによる広告掲出料収入は、市の財源として市民サービス向上のため活用します。また、地域の事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

### 1 清須市役所について

#### (1) 開庁時間

市民窓口午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始12月29日から1月3日までは閉庁)

#### (2) 来庁者数約60,000人/年

※ 市民課での証明書等の発行件数を計上しており、来庁者数を保証するものではありません。

#### (3) 勤務職員数約400人

### 2 掲出可能期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

### 3 掲出場所（広告枠）

#### (1) 北館エレベーター2基

1基あたり1枠日本産業規格A3サイズ（横420mm×縦297mm）

#### (2) 南館エレベーター2基

1基あたり1枠日本産業規格A3サイズ（横420mm×縦297mm）

※ 広告掲出用フレーム枠は清須市で用意しています。

### 4 広告掲出料（納付書による一括納付）

#### (1) A3サイズ1枠あたり月額3,000円（消費税を含む。）

### 5 広告に関する制限

#### (1) 清須市広告掲載基準第3条に定める業種及び事業者の広告は掲出できません。

※ 詳しくは、清須市広告掲載基準をご覧ください。

#### (2) 広告内容は、清須市広告掲載要綱、清須市広告掲載基準、清須市庁舎エレベーター有料広告掲出要綱を遵守し、庁舎内に掲出することを十分考慮したものとします。

※ 詳しくは、清須市広告掲載基準、清須市庁舎エレベーター有料広告掲出要綱をご覧ください。

## 6 広告に関する審査及び掲出決定

- (1) 申込内容、広告案を審査の上、枠ごとに申込み順で掲出を決定します。
- (2) 決定後、広告原稿を指定する期限以内に提出していただきます。
- (3) 広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲出期間が希望期間の一部のみとなる場合があります。

## 7 注意事項

- (1) 広告作成は、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- (2) 清須市広告掲載要綱等に照らして、広告内容の修正を求める場合があります。修正に応じていただけない場合、掲出することはできません。
- (3) 広告掲出後であっても、清須市広告掲載要綱に抵触することが明らかになった場合、広告の修正、掲出停止、あるいは掲出を取消すことがあります。
- (4) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任及び負担において解決していただきます。

## 8 申込方法

### (1) 必要書類

ア 清須市庁舎エレベーター有料広告掲出申込書（ホームページからダウンロードできます。）

イ 広告原稿（申込書に掲出内容案を記載することで省略可。その場合は後日提出していただきます。）

### (2) 受付期間

随時募集（掲出枠がなくなるまで）

※ 掲出開始予定日の2週間前までにお申込みください。

### (3) 提出方法

持参、郵送、メール

### (4) その他

ア 複数枠の申込みも可能です。

イ 清須市広告掲載要綱、清須市広告掲載基準、清須市庁舎エレベーター有料広告掲出要綱及びこの募集要項を十分にご確認ください。

### (5) 申込み及び問合せ先

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地

清須市総務部財産管理課財産管理係 清須市役所南館1階

電話 052-400-2911

E-mail zaisankanri@city.kiyosu.lg.jp